

生活習慣病管理料(2)について

- 2024年6月1日より、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名する患者様に対する療養指導が変わります。個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果などを記載した「療養計画書」へ署名をいただく必要がありますのでご協力お願いします。
- 患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期処方やリフィル処方を行う場合があります。

